

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年1月20日

【ファンド名】 シン・カ・ファンド  
(Shin-Ka Fund)

【発行者名】 ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・  
プライベート・リミテッド  
(Gordian Capital Singapore Private Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼CEO マーク・ロバート・ブマード  
(Mark Robert Voumard, Executive Director & CEO)

【本店の所在の場所】 シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、  
スカイラインビルディング #05-01  
(192 Waterloo Street, #05-01 Sky Line Building,  
Singapore 187966)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野 雄作  
弁護士 小森 蘭子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング13階  
狛・小野グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野 雄作  
弁護士 小森 蘭子

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5 霞が関ビルディング13階  
狛・小野グローバル法律事務所

【電話番号】 (03)6550-8301

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

シン・カ・ファンド(以下「ファンド」という。)の管理会社であるゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)は、受託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)の承認を得て、ファンドの円クラスE受益証券の強制償還を行うことを決定いたしました。ファンドの円クラスE受益証券を保有しているのは日本の受益者のみであるため、本強制償還により、日本におけるファンドの受益者数はゼロとなり、円クラスEは終了する予定です。本強制償還は、日本の受益者の観点からはファンドの解散等に相当するものなので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (イ) 当該解散等の年月日

管理会社の取締役会は、受託会社の承認を受けて、2020年12月25日付書面決議に基づき、ファンドの円クラスE受益証券(以下「円クラスE受益証券」といいます。)を2021年2月1日付で強制償還し、円クラスEを終了することを決定いたしました。

よって、すべての円クラスE受益証券は、2021年1月の純資産価額に基づき、2021年2月1日を取引日として、強制償還される予定です。円クラスE受益証券は日本で公募されている唯一のクラスであり、また円クラスE受益証券を保有しているのは日本の受益者のみであるため、本強制償還の結果、日本におけるファンドの受益者数はゼロとなり、円クラスEは終了される予定です。従って、本強制償還は、日本の受益者にとってはファンドの解散に相当するものとなります。

本強制償還による償還金額は、日本における販売会社がファンドから受領後可及的速やかに日本の実質受益者に対して支払われます。

円クラスEが最終的に清算されるのは、ファンドの2020年12月31日終了年度に関する財務書類の監査が終了する2021年5月頃になる見込みであり、円クラスEの終了に係る残余额が終了後に分配される予定です。

### (ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

管理会社は、本強制償還がファンドおよび日本の受益者の最善の利益に沿うものであると判断いたしました。

### (ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社は、本強制償還について、2020年12月25日付レター(英文)により日本における販売会社に通知しました。また、日本における販売会社は、同レターの内容に基づき、日本における実質受益者に2021年1月20日付で本強制償還を通知しました。